

学業成績判定に関する取扱要項

平成17年12月21日
教育・学生支援機構
管理運営委員会決定

- 第1** この要項は、愛媛大学学業成績判定に関する規程（以下「規程」という。）に基づき、学業成績の判定に関し必要な取扱いについて定めるものとする。
- 第2** 規程第2条に規定する学業成績の判定に伴う評価は、評点で行う。
- 第3** 規程第5条（ただし書を除く。）及び第9条に該当する者の学業成績は、評価しない。
- 第4** 入学前（編入学を含む。）の既修得単位又は在学中の他の大学等における履修単位については、「認定」の表示によることができる。
- 第5** 授業担当教員による学業成績の提出は、WEBによる成績入力システムにより行う。
- 第6** 学生に配付する成績通知票は、評点及び評語の併記により記載するものとする。
- 第7** 学生に配付する学業成績取得一覧表及び学生に交付する学業成績証明書は、評語により記載するものとする。
- 第8** 成績判定に関する学生からの申立ての機会を設けるものとする。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。